

令和7年度 第1回 浜名中学校 学校運営協議会

4月18日（金）14:30～16:30 会議室

～「高めよマナー」・「自治の精神」を具現化する生徒の育成を目指した活動～

司会：（高橋 香代）

授業参観 14:30～15:00（6校時）

全体会 15:00～16:30

- 1 開会の言葉 （司会）
- 2 委員任命書の交付
- 3 浜松市学校運営協議会規則の確認 P 3～P 6
- 4 委員の自己紹介（名簿順に）
- 5 会長あいさつ
- 6 校長あいさつ
- 7 議長の選出
- 8 前回議事録の確認（教頭） P 7～P 9
- 9 熟議
 - （1）令和7年度学校運営の基本方針の説明と承認 （校長） ※別紙
 - （2）いじめ防止等のための基本的な方針について （生徒指導主事）
 - （3）夢育やらまいか事業CS加算分に対する意見書について （教頭）
 - （4）令和6年度の振り返りと令和7年度の目標 P 10

10 連絡事項

(1) 2年生職場体験 事業所紹介の依頼

令和7年9月11日(木) 12日(金)の2日間で実施

(2) 今後の学校運営協議会開催予定

第2回	6月27日(金) 14:30~16:30 会議室 【主な議題】 ①組織作り ②今後の活動の見通し
第3回	9月8日(月) 14:30~16:30 会議室 【主な議題】 ①体育祭に関する活動 ②合唱コンクールに関する活動
第4回	11月11日(火) 14:30~16:30 会議室 【おもな議題】 ①面接指導について ②リーダー講習会について
第5回	2月 6日(金) 14:30~16:30 会議室 【おもな議題】 ①学校評価について ②来年度の学校運営の基本方針

(3) さくら連絡網について

(4) ホームページ等への写真・氏名掲載についてのご協力 ※別紙

11 学校支援コーディネーターからの諸連絡

今後のCSの取組みで現在、予定しているものです。

○学校支援

- 【継続】・進路面接練習会、防災訓練指導・助言、職場体験学習の体験事業所の紹介
- ・リーダー交流会(生徒会本部役員、専門委員長との懇談と助言)
 - ・合唱指揮者指導講習会(合唱コンクールの指揮者への外部講師による指導)
 - ・放課後学習会(2学期以降、3年生を対象とした補充学習の指導や補助)

○地域貢献

- 【継続】・中学生の地域ボランティアへの参加 ・中学生の地域防災訓練への参加

12 閉会の言葉(司会)



＜学校教育目標＞

自ら考え、判断し、実践できる生徒
～切磋琢磨～

＜校訓＞

高めよ
マナー

合言葉：「自治の精神」～声を掛け合い 認め合う～

＜目指す生徒像＞

徳	知	体
互いの個性を尊重し、思いやり・時と場に応じたマナーを身に付けた生徒	主体的に学び、自己有用感を身に付けた生徒	目標を定め、全力を尽くす、心身ともにたくましい生徒

＜目指す学校像＞

- 生徒が安心して学べ、学力が身に付く学校
- 保護者や地域に愛され信頼される学校
- 教職員が充実感をもって働ける学校

＜目指す教師像＞

- 人間味あふれる教師
- 分かる授業・楽しい授業を行う教師
- 使命感・倫理観をもった教師

描く夢や未来の実現

「主体性」「多様性・包摂性」

【研修】 研究主題「自信をもって、主体的に学ぶ生徒の育成」

＜学習の土台作り＞

- 学級での活躍の場づくり
- あたたかい集団づくり
- 自己有用感の高まる環境づくり

◎キャリア教育＜身に付けさせたい4つの力＞

「かかわる力」…個性の尊重、他者への働き掛け

「ふかめる力」…課題発見、計画・立案、実行

「みつめる力」…自己の役割の理解

「みとおす力」…学ぶこと、働くことの目的や意義

◎GIGAスクール＜個別最適化された学び＞

○ICT教育…実生活・実社会につながる学びの充実

○個に応じた活用…個別対応・生徒指導

○タブレット活用…授業での有効活用

○情報モラル…ルールやマナー教育の推進



「明るいあいさつで 豊かなふるさとをつくろう」
中学校区の目指す子供の姿…健全育成会の目標

ボランティア教育の推進
「地域に元気を運ぶ 浜中生」

「信頼・協働」

＜浜名中応援団＞

学校支援活動の充実

＜学校運営協議会＞

【防災教育・リーダー講習会・面接練習会・指揮者講習会・職場体験活動 など】

＜学校・地域の応援団＞

P T A 部活動育成会 自治会・町内会 校区青少年健全育成会 民生児童委員

応援団合言葉 「学校と地域に元気を運ぶ浜名中応援団」

〇浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

- 2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- 2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。
- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

- 2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

- 3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

- 4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助

言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年度 第5回 浜名中学校 学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和7年2月7日（金） 15時から16時30分まで
- 2 開催場所 浜名中学校 会議室
- 3 出席委員 竹内 佐織、松島 一博、岡田 正利、内山 益巳、高橋 香代、竹内 幸弘
- 4 欠席委員 平野 岳子、小野崎 あゆみ
- 5 オブザーバー 井田 正人（浜名協働センター職員）
- 6 教務コーディネーター 高橋 香代
- 7 学 校 河合 和夫（校長）、内山 昌俊（教頭）、黒柳 幸夫（教頭）、
橋爪 敦志（主幹教諭）、西村 善希（生徒指導主事）、中島 洋子（CSディレクター）
- 8 会議録作成者 CSディレクター 中島 洋子
- 9 傍 聴 者 なし
- 10 協議事項
1. 会長あいさつ 2. 校長あいさつ 3. 議長の選出 4. 前回会議録の確認 5. 熟議
6. 学校支援活動について 7. 連絡事項
- 11 会議録作成者 CSディレクター 中島 洋子
- 12 会 議 記 録 司会是高橋委員が行った。

司会の高橋より、委員総数8人のうち6人の出席があり、会議が成立しているとの報告があった。

1. 会長あいさつ （竹内会長）

大阪訪問の際、多くの訪日外国人を見かけ、大阪万博のムードも感じた。修学旅行で訪問するときにその空気を生徒・教師も感じてほしい。来年度の新しい教育方針を把握・協力していきたい。

2. 校長のあいさつ （河合校長）

順調な新年のスタートを切ることができた。生徒・教師ともにインフルエンザの罹患が多くあったが、私立高校の受験は問題なく終了した。来月は公立高校の受験もあるため緊張感を持った生活指導をしていきたい。面接練習の際はマナーを守り恥ずかしくない態度が取れるように指導をお願いしたい。また、来年度も今年以上の協力をお願いしたい。

3. 議長の選出 （司会 高橋委員）

議長の選出について竹内会長を推挙する発言があり、全員拍手で異議なくこれを承認した。

4. 前回会議録の確認 （黒柳教頭）

5. 熟議 司会が議長（竹内会長）に交代した

（1）学校評価（生徒・保護者・職員）について （橋爪主幹教諭）

昨年12月に行われた『学校評価アンケート』の集計報告がされた。

《徳》規範意識が高く他者の気持ちを重んじる生徒が多い。信頼できる大人の存在が確認できた。
登下校の交通マナーがまだまだできないという報告があり、地域・保護者の協力を得て改善を目指す。

《知》自主的に学ぶ姿勢がみられ、タブレット授業は、生徒・教師ともに向上している。

スマホ・端末機器等を使用する上でのモラル教育が必要である。

・家庭に持参したタブレットが、インターネットにつながるのか心配。ICT教育として、SNS等への無記名投稿の危険性について指導してほしい。（岡田委員）

◇令7年度は、情報モラル講座を2回を計画している （河合校長）

《体》偏った生活をしている生徒は少数で、極端な体調不良は見受けられていない。

課題として、『自分が決めたことに…最後まで取り組む』に、教師と生徒の目線の違いがみられる。

充実した学校生活を送ることが、「日々全力で最後までやり抜く」ことにつながることを指導する。

- ・中学生は模索時期なので、目標達成にこだわらなくてもよいのではないか。（岡田委員）
- ・目標と違って、夢や希望は生きる上で必要なもので持ったほうが良い。（岡田委員）
- ・『最後まで…』は、前向きな判断でやめることも自己肯定感になる。（内山・岡田委員）

その他として、学校からの情報発信をこれからも続けていく。アンケート結果と委員の意見を来年度の参考にすると報告があった。

（２）いじめ防止等に関する取り組みの報告（西村生徒指導主事）

いじめ認知件数は２８件で、解消は２２件、６件の継続案件が残った。ネット上のいじめが多く、把握が難しい、困った生徒の報告で知ることが多い。今後もアンケート調査を継続する。

- ・転勤してきた時、声かけの言葉や肩たたきが、浜松は言葉が荒いと感じた経験がある。

（岡田委員）

- ・コロナ禍以降、人と触れ合うコミュニケーションに慣れていない生徒が多い。（内山委員）

（３）来年度の学校運営の基本方針について【資料参照 令６、令７案】（河合校長）

実態として、まじめで明るく課題に取り組む姿勢が良い。課題として、自己表現や自ら学習計画等を立てることが苦手なようなので、浜名中のグランドデザインを以下のように改訂する。

〈校訓〉「高めよマナーとし」浜名中の新校舎移転前の校訓と同じものとする。

〈学校教育目標〉～切磋琢磨～ 追記する

〈合言葉〉『自治の精神…』複数あった合言葉等を一つにまとめ、学級・学年・生徒会の支えとする

〈徳〉個性の尊重、〈知〉自己有用感、〈体〉全力を尽くすとし、重点目標を変更する

スローガンは〈描く夢や未来の実現〉、浜松市の教育目標に合わせた。健全育成会の目標も表記し、地域の期待を背負い自分を磨く中学校区生徒を目指し、ボランティア教育の推進につなげたい。

- * 来年度の１回目ＣＳ会議にて、修正し基本方針の承認を受ける。（河合校長）

重要項目になるので、各委員の意見を聞いて共有したい。（司会 竹内会長）

- ・目標に向かうチャレンジ精神を認め・寄り添うグランドデザインになっている。（松島委員）
- ・「…やり抜く」から「…全力を尽くす」への変更は良い。（松島・岡田・内山委員）
- ・〔礼節〕に違和感を覚えていた、〔高めよマナー〕は挨拶から始まり大賛成。（岡田委員）
- ・原点回帰の〔高めよマナー〕は、すべてを表現している。レイアウト変更が必要。（内山委員）
- ・自信がなく弱気な生徒の、秘めた思いや実力を発揮できる指導をしてほしい。（竹内委員）
- ・職場体験等のかかわりの中で、自己肯定感をはぐくむ場を考えたい。（井田オブザーバー）
- ・〈徳〉〈知〉〈体〉の漠然とした内容が具体的になり、より協力しやすくなった。（高橋委員）
- ・学校だけでなく、地域も巻き込んでマナーの向上を目指していきたい。（竹内会長）
- 〔高めよマナー〕に対する、学校側の意見が聞きたい。（司会 竹内会長）
- ・今までの校訓は生徒の認知から離れていたが、地域・生徒・卒業生と一丸となれる。（黒柳教頭）
- ・旧浜名中学校の校訓であり、地域に根差した目標である。継続的な応援を期待する。（内山教頭）
- ・わかりやすい言葉で、グランドデザインが明確になり、浜名中を盛上げていく。（橋爪主幹教諭）
- ・〈校訓〉が、学校運営の根幹であり来年度も軸として進めていく。（西村生徒指導主事）
- ・従来に比べ、柔らかな言葉が使われており理解しやすくなっている。（中島ＣＳＤ）
- ・中学校だけでなく、企業・地域住民に広報し共有認識としていきたい。（竹内会長）

（４）学校運営協議会の自己評価について【資料添付】（黒柳教頭）

回収した自己評価アンケートの集計結果の課題である、広報の在り方について認知度向上に対する提案を募った。学校ＨＰへの掲載や、職員室前のＣＳ情報掲示は行われている。

- ・『…マナー』を共通目標とし、自治会活動に防災を含めてＣＳが関係していることを広くＰＲする。

(竹内会長) (岡田委員) (松島委員)

- ・ 十分に広報ができていない基準がない。前期よりは広く認知されている。 (高橋委員)
- ・ 保護者の認知増加のため、合言葉のように“CS”を多用する。(高橋委員) (岡田委員) (内山委員)
PTA役員への広報のため、広報委員を活用する。 (竹内委員)
- ・ 同じ地域のCSとして、小中合同意見交換会を開催するのもよい。(松島委員)
健全育成会として、情報交換の場を計画する。 (岡田委員)
- ・ 『高めよマナー』と『CS』この言葉を多用する。協働センターにチラシを置く。 (全委員賛同)

6. 学校支援活動について (黒柳教頭) 司会が高橋委員に交代した

3年生面接練習会計画 3日間 【資料参照・チラシ】(黒柳教頭)

家庭に向けて練習会参加募集チラシを配布。

面接担当者は、担当日14:30までに会議室に集合、担当一覧を面接官に配布。

7. 連絡事項 【資料参照】(黒柳教頭)

夢やрмаいか事業(CS加算分)に以下のことを報告した。

1 地域活動の充実

- ・ CS委員の紹介により職業体験学習を行った。(2年生)

2 地域連携事業

- ・ 地域の専門家を講師とした合唱指導者講習を行った。(全学年)
- ・ 防災士の資格を持つ委員や防災ボランティアの方を講師とした避難訓練を行った。(全学年)
- ・ 地域の方々を講師とした放課後学習会を行った。(3年生)
- ・ CS委員を面接官とした面接練習を行った。(3年生)

○次年度学校運営委員会開催予定(12/18現在の案)5回分が提示された。【資料参照】(黒柳教頭)

○小野崎委員の退任と、来年度の新PTA会長の委員就任の案内がされた。(黒柳教頭)

○卒業式・入学式の日程が連絡された。

卒業式 3月18日(火) 9:00集合 9:30開始

入学式 4月 8日(火) 13:00集合 13:30開始

(様式1)

令和6年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(浜名中)学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

- ・3期目にあたり、学校の課題や生徒・保護者のニーズに沿った活動をしていく。
- ・学校運営協議会の進め方について各委員の意見をまとめ、協議会として共有、確認した上で進めていく。
- ・昨年からの学校課題をしっかりと把握し、保護者の思いや地域との関わりを大切にしながら学校運営協議会を進めていく。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- ・校長より経営方針や理念を聞き、方針について理解し、生徒・教員・保護者・地域とのつながりの大切さを共有することができた。
- ・本年度の柱の一つである「キャリア教育」について丁寧な説明があり、委員全員で熟議することができた。
- ・学校のいじめ防止策や指導の在り方について学校から詳細な説明があり、理解を深めることができた。また、浜名中の実態についても意見交換をすることができた。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

- ・地域との関わり方のひとつとして、体験学習やボランティア活動を推進し、つながりを深め、生徒たちが地域で輝くことができる場を整えるため、具体的な話し合いや場の確保などをすることができた。
- ・「知・徳・体」に基づく学校支援と地域貢献の内容を熟議することができた。
- ・地域との関わりについて、ボランティア活動の一層の推進と職場体験の場のさらなる拡大等について具体的な話し合いをすることができた。
- ・学校運営協議会の呼び掛けによる地域イベントへの生徒のボランティア参加や、合唱コンクールに向けた指揮者講習会は、学校と地域両方の活性化に結び付けることができた。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

- ・生徒の活動や学校行事などは活発に行われているが、学校運営協議会の内容、活動の発信はやや足りないように感じる。
- ・学校側からはブログやお便りなどで発信しているが、それだけでは限界があるように思う。必要に応じて、地域でのいろいろな場面で広報できたらよいと考える。

＜評価項目4＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

- ・学校のニーズに応じた支援活動（校内避難訓練／防災アドバイス／進路面接練習会／生徒会リーダー交流会、合唱指揮者への講習会の開催等）を確実に継続していくよう熟議を充実させていく。
- ・地域とのつながりを大切に、委員のみでなく企業や住民が自発的に支援活動に参加してもらうための広報活動について熟議していく。
- ・より多くの地域の方に傍聴してもらえるように広報活動を充実させていく。

令和7年度 学校運営協議会委員名簿

<学校運営協議会委員>

(敬称略)

委 員	竹内 佐織	
委 員	松島 一博	
委 員	岡田 正利	
委 員	平野 岳子	
委 員	内山 益巳	
委 員	高橋 香代	(学校支援コーディネーター)
委 員	竹内 幸弘	(令和6年度 PTA会長)
委 員	横尾 晃央	(令和7年度 PTA会長)

<オブザーバー>

浜名協働センター	井田 正人
----------	-------

<学校>

校 長	河合 和夫
教 頭	黒柳 幸夫
教 頭	深田 貴代
主幹教諭	守屋 主税
生徒指導主事	西村 善希
CS担当教職員	藤森 淳
CSディレクター	中島 洋子

生徒会・学校運営協議会 交流会

4月18日（金）16:10～16:30

（１）生徒会長、生徒会本部役員、専門委員長の抱負

（２）「自治の精神」を高めるためには

～自分たちの学校をどのように自分たちで作り上げていくか～

- ・自分たちの思いや考え
- ・今までの経験で成功したことや失敗したこと
- ・CS委員に聞いてみたいこと、アドバイスしてほしいこと